

太子町障害福祉計画 (第2期)

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画に定める事項	2
第2章 障害福祉制度の概要	
1. 障害者自立支援法に基づくサービスの体系	3
第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向	
1. 基盤整備の基本的な考え方	5
2. 計画の数値目標	6
3. 障害福祉サービスの見込量	8
4. サービス提供の確保策	9
5. 地域生活支援事業の見込量	10

太子町生活福祉部社会福祉課

平成21年3月

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成17年10月に障害福祉サービスの一元化、サービス体系の再編、就労支援の強化、障害程度区分の導入、安定的な財源の確保などを主な内容とした障害者自立支援法が成立し、従来の障害福祉の仕組みが抜本的に見直され、障害福祉サービスを利用者本位の視点から着実に進めていくために、市町村及び都道府県においては障害福祉計画を策定することとなりました。

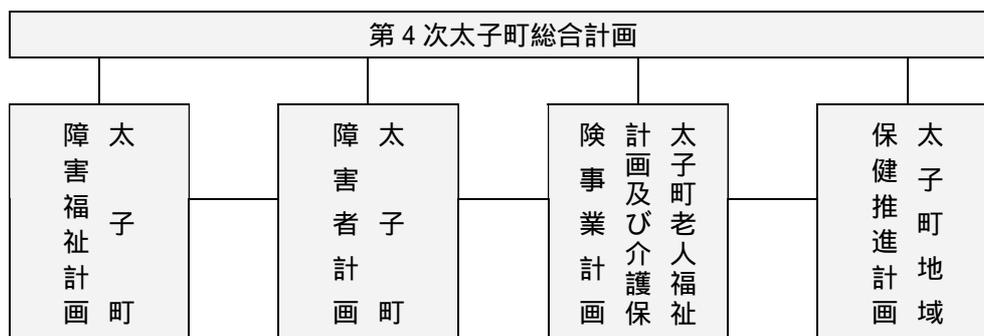
本町においては、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもとに、障害者のライフステージにおいて「やすらぎと安心のあるまちづくり」の実現に向けて「太子町障害者計画及び障害福祉計画（第1期）」を平成18年度に策定し、総合的・体系的に障害者福祉施策を推進しているところです。

今回の「太子町障害福祉計画（第2期）」策定は、「太子町障害者計画」の進捗状況や国による障害者施策の改革の方向、社会情勢、ニーズの変化等を踏まえつつ、「太子町障害福祉計画（第1期）」における数値目標、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量等を改定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

「太子町障害者計画」及び「太子町障害福祉計画」は、「第4次太子町総合計画」を上位計画とし、「太子町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「太子町地域保健推進計画」等の福祉・健康、教育分野の関連計画との整合を図りながら策定しました。



第1章 計画の概要

3. 計画の期間

本計画は、平成21年度から現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末までの3か年計画です。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
障害福祉計画（平成18～20年度）			障害福祉計画（平成21～23年度）		
第1期計画期間			第2期計画期間		
障害者計画（平成18～23年度）					

障害者計画は、障害者関連施策の動向や、障害者のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画に定める事項

本計画は、国の基本指針にある基本的理念について考慮したうえで、各年度についての障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように具体的な数値目標等を設定します。

【基本的理念】

障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図ることを基本として、サービスの提供基盤の整備を進めます。

市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みを統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別に分かれていた制度の一元化を図り、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図ります。

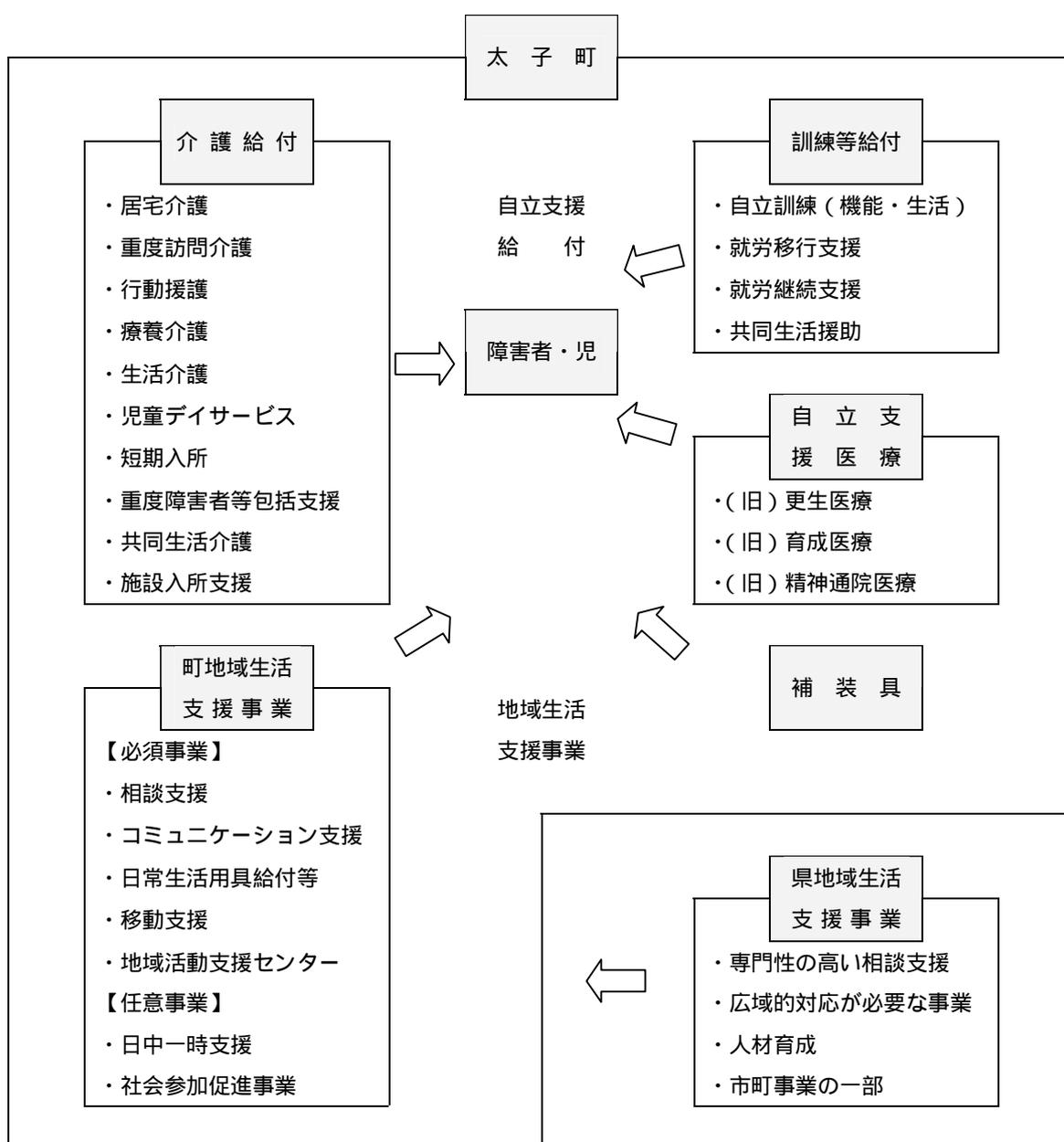
地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

第2章 障害福祉制度の概要

1. 障害者自立支援法に基づくサービスの体系

障害者自立支援法に基づくサービスについては、個々の障害のある人々の障害程度区分、社会活動や介護者、居住等の状況等の勘案すべき事項を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村事業として柔軟に実施する「地域生活支援事業」に分かれて構成されており、障害のある人々の状況やニーズに応じたサービス体系となっています。



第2章 障害福祉制度の概要

「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」のサービス内容は次のとおりとなります。

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立支援医療	更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 精神通院医療：保険と公費で通院医療費の90%を負担します。	
補装具費	義肢や車いすなどの購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。	
地域生活支援事業	相談支援	障害者、家族等に対する相談、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	コミュニケーション支援	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等	障害者等に日常生活上の便宜を図るために、町の実況に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	その他の日常生活又は社会生活支援	障害者の日中における活動の場及び介護者の一時的な休息を目的とする日中一時支援や、スポーツ・レクリエーション教室の開催など社会参加促進事業を実施します。

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

1. 基盤整備の基本的な考え方

本町ではサービス提供体制整備について以下の基本的な考え方のもと、計画的な整備を図ります。

(1) 障害の区別なくすべての訪問系サービスを充実させます

障害者が地域で安心して生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、障害の種別に関わりなくサービスを充実させます。また、多様なニーズに応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービスを充実させます

小規模作業所等の利用者を自立支援法に基づくサービスへの移行を推進するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所）を充実します。

(3) グループホーム等の充実と地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームを長期的な視点に立って整備を進めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労移行等を推進します

就労移行支援事業等を充実させることにより、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(5) 相談支援体制の充実を図ります

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の適切な利用を支えるための相談支援体制の構築が重要であることから、地域の実情に応じた中立で公正な立場で総合的な相談支援ができる体制を整備します。

2. 計画の数値目標

障害者等の自立支援に向けて、地域生活移行や就労支援などの新たな制度へ対応していくとともに、基盤整備の基本的な考え方を踏まえ、現行の福祉施策が新しいサービス体系へと移行を完了する平成23年度を目標年度とした数値目標を掲げることとします。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成23年度末において平成17年10月現在福祉施設に入所している障害者のうち、約1割の方が地域生活に移行することを目指します。また、平成23年度末施設入所者数を現在の施設入所者数から約7%削減することを目指します。

そのため、福祉施設から地域生活への移行を支援し、希望する施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを充実させます。

地域生活の場として必要となるグループホーム等については、設置を推進するために社会福祉法人等に対して必要な働きかけを行います。また、地域での日中活動の場の充実を図ります。

区 分		人 数	備 考
現在の施設入所者		47人	平成17年10月1日現在
平成23年度の施設入所者		44人	平成23年度末利用者見込数
目 標	地域生活移行数	4人	約1割
	施設利用減少者数	3人	約7%

地域生活への移行とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅等へ生活の拠点を移したもの（家庭復帰を含む）をいいます。

福祉施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設等をいいます。

(2) 退院可能な入院中の精神障害者の地域生活への移行

地域で生活するための支援体制が不十分なため、病院等から地域生活への移行が困難な状況にあり、やむを得ず入院をしている「社会的入院」の状態にある精神障害者が地域生活へ移行できるよう必要な支援体制の構築を図り、平成23年度末までの退院可能精神障害者数を減少させます。

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

精神障害者が地域で安心して生活するために、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等の居住の場の確保を進めます。また、今後、地域活動支援センターなど多様な日中活動の場の確保、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援、医療・保健・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備、医療と地域保健福祉の連携体制の構築を図るとともに、精神保健福祉に関する知識の普及や地域交流を深め、精神障害者に関する正しい理解の促進に努めます。

区 分	人 数	備 考
現在の退院可能精神障害者数	14 人	-
平成 23 年度末までの減少者数	12 人	-

グループホーム・ケアホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える「受け入れ条件」の整備を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成 23 年度末までに障害者が福祉施設等から一般就労に移行できるよう努めます。

重層的な就労支援体制を整備するため、小規模作業所等の通所施設が、就労移行支援事業や就労継続支援事業への移行を支援し地域の基盤の整備に努めるとともに、障害者就労支援事業の充実を図り、相談支援や職場定着支援など、障害種別や利用者ニーズに応じたきめ細かい就労支援体制を構築します。

区 分	人 数	備 考
現在の一般就労への移行実績	0 人	平成 17 年度実績
平成 23 年度末までの移行者数	2 人	-

一般就労への移行者とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

福祉施設等とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（入所・通所）、身体障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者更生施設（入所・通所）、知的障害者授産施設（入所・通所）、知的障害者福祉工場、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設（入所・通所）、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設をいいます。

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

3. 障害福祉サービスの見込量

計画の目標等に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度の障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量は以下のとおりです。

【新体系サービス見込量】

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	438 時間/月	474 時間/月	510 時間/月
生活介護	1,091 人日/月	1,535 人日/月	1,979 人日/月
自立訓練（機能訓練）	22 人日/月	22 人日/月	22 人日/月
自立訓練（生活訓練）	59 人日/月	74 人日/月	88 人日/月
就労移行支援	66 人日/月	88 人日/月	110 人日/月
就労継続支援（A型）	81 人日/月	118 人日/月	154 人日/月
就労継続支援（B型）	154 人日/月	242 人日/月	330 人日/月
療養介護	0 人 /月	1 人 /月	1 人 /月
児童デイサービス	157 人日/月	203 人日/月	250 人日/月
短期入所	60 人日/月	72 人日/月	85 人日/月
共同生活援助 共同生活介護	6 人 /月	11 人 /月	14 人 /月
施設入所支援	16 人 /月	18 人 /月	36 人 /月
相談支援	1 人 /月	2 人 /月	4 人 /月

【旧体系サービス見込量】

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中活動系 旧入所サービス分	912 人日/月	820 人日/月	243 人日/月
日中活動系 旧通所サービス分	682 人日/月	484 人日/月	44 人日/月
居住系 旧入所サービス分	32 人 /月	29 人 /月	10 人 /月

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

訪問系サービス	...居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	...生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所
居住系サービス	...共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援
時間（人日・人）/月	...1月あたりの延べ利用時間（日数・人数）

4. サービス提供の確保策

(1) 訪問系サービス

障害の区別なく訪問系サービスを充実させるために、サービスを提供する事業者の把握に努めるとともに、広く情報を提供し参入を促します。また、さらに質の高いサービスを提供するために、ヘルパーへの研修を勧奨するなどして、障害特性に応じた訪問系サービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めるため各事業者の意向を尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、新規事業者の参入を促していきます。

(3) グループホーム等の整備について

地域生活への移行を進めるために、地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームについて、設置を推進するために社会福祉法人等による設置を支援していきます。

(4) 一般就労への移行等の推進について

小規模作業所等が行っているサービスとの連携強化やジョブコーチ、職場体験等の一般就労に向けた施策を実施するとともに、地域生活と就労を一体的に支援することにより、障害者の適性にあった就労支援を推進していきます。

5. 地域生活支援事業の見込量

障害者が一人ひとりの適性に応じて、地域で自立した日常生活、社会生活を継続することができるように、障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

事業は自立支援法により必須とされている「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の5項目と、自立した生活を送るために重要と判断される「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、相互に補完しあい障害者等の自立と社会参加を支援していくことから、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスを検討していきます。

(1) 相談支援事業（障害者相談支援事業）

地域の中で自立した生活を営むうえで必要な情報の提供をすることや、権利擁護のために必要な援助を行うため、障害者や障害児の保護者、介護者等からの相談に応じるための総合的な相談支援事業を行います。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するネットワークづくりに関し、中核的な役割を果たす機関の「地域自立支援協議会」の充実を図ります。

(2) コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣事業）

聴覚・言語機能・音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、無料で手話通訳者等を派遣します。

(年間)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
3 回	3 回	4 回

(3) 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。利用者負担は1割となります。

(年間)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
205 件	211 件	217 件

第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の方向

(4) 移動支援事業

地域での自立した生活及び社会参加を支援するために移動に困難を伴う障害者に対して、外出のための必要な支援を行う事業を実施します。利用者負担は1割となります。

(年間)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
956 時間分	1,036 時間分	1,116 時間分

(5) 地域活動支援センター事業

日中活動を希望する障害者に対して、創作活動や生産活動の機会の提供を通じて、社会参加や交流の促進を通じて、障害者の地域での生活を支援します。

(年間)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
2,944 人日分	3,728 人日分	4,512 人日分

(6) 日中一時支援事業

障害者等の家族や介護者の就労や一時的な休息を目的として、障害者等に日中の活動の場を提供するとともに、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。利用者負担は1割となります。

(年間)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
540 人日分	648 人日分	756 人日分

(7) 社会参加促進事業

障害者の社会参加や交流の促進、生活の質の向上等を目的として、スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。また、聴覚障害者等へのコミュニケーションを支援し、社会参加の促進を図ることを目的として、手話奉仕員の養成を行います。そのほか、自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。

【スポーツ・レクリエーション教室】

(年間)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
2 回	2 回	2 回

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

(年間)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
2 件	2 件	2 件

資料1 太子町保健福祉審議会条例

平成13年12月27日
条例第18号

改正 平成16年12月22日条例第13号 平成17年9月30日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、太子町保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議等を行う。

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子及び寡婦福祉に関すること。
- (3) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉及び介護保険に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) その他住民福祉の向上、健康の増進に関して必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について必要があるときは、町長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町行政委員会の委員
- (3) 各種団体の推薦する者
- (4) 公募により選任する者
- (5) 兵庫県の職員
- (6) 町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係する臨時委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する審議会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則(平成16年12月22日条例第13号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料2 太子町保健福祉審議会規則

平成13年12月27日
規則第14号

(目的)

第1条 太子町保健福祉審議会条例(平成13年条例第18号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、審議会の議事及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集方法)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催日の3日前までに、開催の日時及び場所を委員並びに関係のある臨時委員及び専門委員に議案を添えて通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第3条第2項第5号に規定する委員並びに条例第4条第1項に規定する臨時委員が事故その他やむを得ない理由により審議会に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、審議会の開催前までに委任状を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 審議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議経過及び結果
- (5) その他会議において必要と認められた事項

2 議事録に署名する委員は2人とし、会長が指名する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し疑義が生じた場合は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

太子町障害福祉計画

編集・発行 太子町生活福祉部社会福祉課
住 所: 揖保郡太子町鷗 1369 番地 1
電 話: 079-277-1013
F A X: 079-276-3892
E-mail: fukushi@town.taishi.hyogo.jp